



ミツヒロニュース



江戸時代に実際に取り入れられていた刑罰の一つに、塩抜きの刑があります。その方法は、塩なしの食事を与え続けるだけという単純なものです。実は塩を抜くと疲れやすくなり、気力もなくなっていくだけでなく、生命維持が難しくなるレベルで倒れてしまうそうです。たった塩を抜き続けるだけで、死刑と同様の効果をもたらしたとされています。

暑さが厳しい季節、しっかりと汗をかき十分な水分補給とともに、ぜひ、塩もしっかりとってください。海水に含まれるミネラル豊富な天然海塩がおすすめです。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇「特定の事業用資産の買換え特例」に届出要件が追加
- ◇「贈与税の改正」おさらいチェック！
- ◇マイナ保険証への切り替え
- ◇夏季休業のお知らせ
- ◇あとがき「強い野党」



「特定の事業用資産の買換え特例」に届出要件が追加

例えば工場の拡張や移転などのために工場用地を売却し、新たな工場を取得するような場合には、工場用地の売却益に課税がされてしまうと、新たな資産の取得ができなくなってしまいます。そこで、一定の資産の買換えについては売却益についての課税を繰延べる（納税を先送りにする）特例として**圧縮記帳**が認められています。

1. 圧縮記帳とは

圧縮記帳とは、一定の方法により固定資産の取得価額を減額し圧縮損を計上することで、売却益などの利益についての課税を将来へ繰延べるための経理処理です。その年度には圧縮損が計上され納税額が減少し、その後の減価償却費が少なくなることで将来の納税額が増えることとなります。これが「課税の繰延べ」という理由です。

2. 長期所有資産の買換えの圧縮記帳

買換え特例は①一定の資産を売って②一定の資産を購入し③事業の用に供した場合に売却益のうちその限度額までの金額について圧縮記帳が認められている特例です。（①⇔②は一定期間内で前後可）

買換え特例には何種類かのタイプがありますが、その中でも適用を受けやすい「長期所有資産の買換え」について概要をご紹介します。

《①譲渡資産》

所有期間が**10年超**の国内の

- ・土地
- ・建物
- ・構築物

《②買換資産》

国内にある

- ・土地(300㎡以上)
- ・建物
- ・構築物

《③要件》

- ・取得、売却から一年以内に事業供用
- ・圧縮記帳の経理を行う
- ・事前の届出【改正点、下記Ⅲ参照】

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

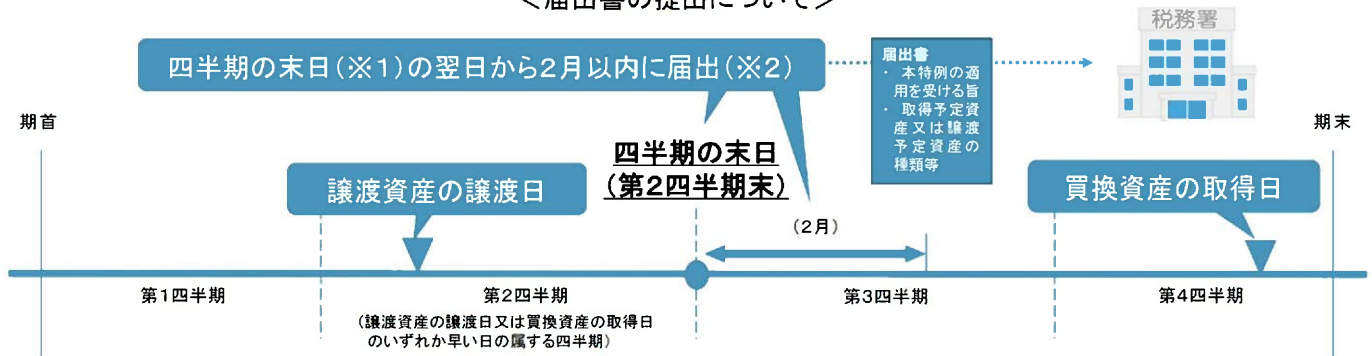
【具体例】簿価 40 の建物を 100 で売却し、買換資産 120 を購入し、圧縮限度額相当の圧縮記帳を行った。
圧縮割合は 80% の買換えに該当するものとする。



3. 改正により申告前の届出が必要に (令和6年4月1日以降の買換えについて適用)

交換以外で譲渡資産を譲渡した日と買換資産を取得した日が同一事業年度内の場合には、本特例の適用を受ける旨等の届出をすることが適用要件に加えられました(措法65の7①⑨、65の8⑦⑧、65の9二、措令39の7②)。

＜届出書の提出について＞



※1 譲渡資産の譲渡日又は買換資産の取得日のいずれか早い日の属する四半期(その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間))の末日をいいます(措令39の7②)。

※2 令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同日以後に買換資産の取得をする場合において本特例の適用を受ける資産について適用されます(改正法附則46③)。

4. 届出に関する詳細

① 提出が必要な方

同一年中に譲渡資産の譲渡と買換資産の取得をした場合※に「特定の事業用資産の買換えの特例」(租税特別措置法第37条第1項)の適用を受ける予定の方

※令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡と買換資産の取得の両方をする場合が対象となります。令和6年3月31日以前に譲渡資産の譲渡や買換資産の取得をした場合は届出書の提出は不要です。

② 提出する届出書

特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書」からダウンロードできます。

(届出書の様式は、国税庁ホームページの「特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出」からダウンロードできます。)

③ 提出期限

届け出ようとする資産の譲渡の日(同日前に買換資産の取得(建設・製作を含みます。))をした場合(先行取得の場合)には、その資産の取得の日を含む三月期間の末日の翌日から2か月以内に提出してください。

譲渡の日(先行取得の場合は取得の日)	提出期限
1月1日から3月31日まで	5月末日
4月1日から6月30日まで	8月末日
7月1日から9月30日まで	11月末日
10月1日から12月31日まで	翌年2月末日

※ 提出期限が土・日曜・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

⚠ 提出期限内に届出書の提出がない場合は、この特例の適用を受けることができませんのでご注意ください。

④ 提出先

所得税の納税地の所轄税務署長

※ この届出書を提出した場合であっても、譲渡資産の譲渡と買換資産の取得を同一年中に行わなかった場合は、別途手続きが必要です。詳しくは、国税庁ホームページの「買換(代替)資産の明細書の提出手続」、「先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出」をご覧ください。

「贈与税の改正」おさらいチェック！

令和6年度税制改正で、贈与税に関係する制度も大きく変わりました。今回は「相続対策としての贈与の注意点」も交えて、お伝えしていきます。

1. 暦年課税（通常の贈与）

今回の改正で「相続税の生前贈与加算」が3年から7年に変更になりました。**相続税を減らすために毎年コツコツ贈与していても、亡くなる前7年以内の相続人等への贈与は、亡くなった方の相続財産に加算されま**
す。

※令和5年までの贈与はこちらの改正の対象外です。

2. 相続時精算課税

相続時精算課税は、相続の前倒しという意味合いが強い制度です。そのため相続時精算課税で贈与した財産は2,500万円まで贈与税はかかりませんが、**贈与した財産は相続財産に加算され、相続税がかかります。**

今回の改正では、**新たに年間110万円の基礎控除**が創設されました。相続時精算課税による贈与を受けた場合、**年間110万円までの金額には贈与税はかからず、相続財産にも加算されません。**上記1のような7年ルールもありません。

※相続時精算課税の制度を受ける場合は、**贈与した日の翌年3月15日までに「相続時精算課税選択届出書」の提出が必須**になります。（年間110万円以下の贈与でも、初年度の提出は必須です）

3. 暦年課税と相続時精算課税の比較表

	暦年課税	相続時精算課税
税率	毎年110万円を超えた部分の金額によって 10%~55%（累進課税）	毎年110万円を控除して、累計2,500万円を超えた部分に 一律20%
相続財産への加算	亡くなる前7年以内の贈与 （年間110万円控除前） ※令和10年~12年までは段階的に延長	特例適用した年以後のすべての贈与 （年間110万円控除後）
申告手続き	110万円を超える場合に要申告	適用初年度は申請必須 その後は110万円を超える場合に要申告

4. 住宅取得等資金の贈与

子供や孫がマイホームを購入・新築等する場合に、一定の要件を満たせば、**500万円（省エネ等住宅の場合は1,000万円）**まで贈与税がかからず贈与することができる制度です。2023年までの制度でしたが、今回の改正で**2026年（令和8年）12月31日まで延長**されました。

※注意点

- ①贈与を受ける人に、一定の要件があります。（**所得2,000万円以下、年齢18歳以上**等）
- ②贈与の年の翌年の3月15日までに、**贈与を受けた金額（住宅取得等資金）の全額を充てて**、購入・新築をすることが必要です。
- ③その他 要件がありますので、ご検討の際は担当者にご相談ください。

5. 贈与の注意点

贈与をする際は、渡す人と受け取る人の意思確認が必須です。**認知症の親から贈与する場合、または親が自ら管理する子供名義の通帳に積み立てていただけ**といった場合には**贈与と認められない可能性**が高いです。

マイナ保険証への切り替え

◆今の健康保険証は 2024 年 12 月 1 日に廃止

今年 12 月に保険証の完全切り替えが行われます。マイナンバーカードに健康保険証が入ります。マイナ保険証をお持ちでない方は切り替えをする必要があります。マイナ保険証に切り替わっても、廃止後 1 年間は従来の保険証が使えることになっています。

◆そもそもマイナンバーカードとは

各市町村で住民からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された顔写真付きのプラスチックカードです。カードの表面は顔写真付きの本人確認書類として利用できます。裏面にはマイナンバー（12桁の番号）が記載されており、ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人確認ができます。

◆マイナンバーカードの安全性

マイナンバーカードを万一紛失した場合には個人番号カードコールセンター（0120-95-0178）に電話連絡すればカードの一時停止措置が取られます。コールセンターは 24 時間 365 日受け付けています。マイナンバーカードは顔写真付きですので第三者がなりすましを行うのは困難です。悪用できないよう偽造防止対策が施されています。

埋め込まれている IC チップには「税関係情報」や「年金関係情報」など、プライバシー性の高い情報は記録されていません。

◆メリットは

マイナ健康保険証は従来の健康保険証よりも安心して便利といわれています。

- ・ 特定検診や診療の情報を医師と共有でき重複検査・重複投薬のリスクが少ない
- ・ 旅行先や災害時も薬の情報が連携される
- ・ マイナポータルで医療費情報が簡単に手に入り確定申告にも便利
- ・ 医療費が高額になるときに申請する「限度額適用認定証」は省略できる。
- ・ 就職・転職時の保険証の切り替えは更新不要である
- ・ 高齢者受給者証の持参は不要になる

◆申し込みは

- ・ 医療機関・薬局のカードリーダーから申し込む
- ・ スマートフォンのアプリ、マイナポータルより申し込む
- ・ セブン銀行 ATM より申し込む



参考文献： ■TAX NEWS ■国税庁 HP ■ゆりかご倶楽部

8月 夏季休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てにあずかり、
厚く御礼申し上げます。

弊社では、下記の期間を夏期休業とさせて頂きます。何かとご迷惑をおかけ致しますが、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

8月10日(土)～15日(木)

※ 16日(金)より、平常通り業務を行います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

あとがき 和田です。先日イギリスで政権交代が起き、アメリカでも政権交代が起こるかもしれません。一方、日本はというと政権交代への機運は高まっていますが、都知事選で野党が冷や水をあびせられた形です。海外の選挙では特定の党や候補者を熱烈に支持する有権者がいるイメージですが、日本は、〇〇よりはマシだというような消極的な選択をしているように感じます。烏合の衆みたいな野党連合ではなく、政策や理念が一致した強い野党が出てくれば、この状況も一変するのではないかと思いますので、強い野党が出てくることを切に願います。



弊社のHPは
こちらから！

